

I. 平成29年度の活動結果

平成29年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 法令違反に関する通報の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成29年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が104件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- | | | | |
|---------------|-----|--------|-----|
| ●法令違反に関する疑義 | 8件 | ●不払い相談 | 19件 |
| ●社会保険加入に関する相談 | 44件 | ●その他相談 | 33件 |

2. 建設業者への立入検査

平成29年度は、55業者に立入検査を実施しました。

【内訳】

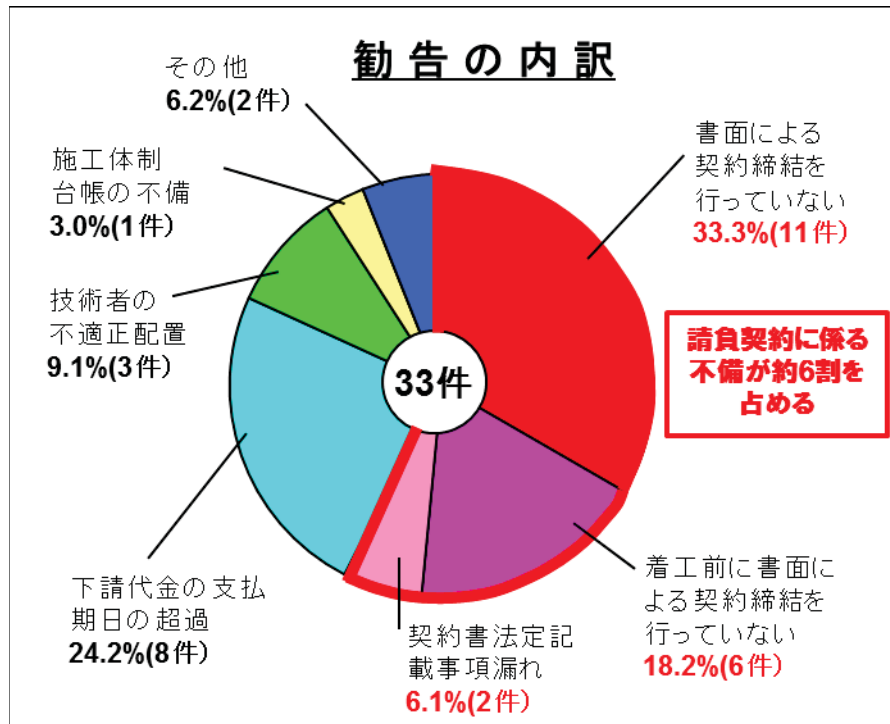
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査
 - フォローアップを目的とした立入検査
- 35業者
20業者

立入検査の結果により、立入検査実施業者の約35%にあたる19業者に対し改善のための文書勧告を実施しました。

勧告において改善を求めた事項の総数は33件であり、このうち契約に係わる不備が19件（約6割）を占めていました。【次頁の図参照】

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査（フォローアップを目的とした検査）を20業者に対し実施した結果、改善が見られなかった2業者に対し再勧告を実施しました。

【図】



※1業者あたり複数の勧告を行うこともあるため「勧告業者数」と「勧告において改善を求めた事項の総数」は一致しない。

3. 建設業者への監督処分

平成29年度は、1業者に監督処分を実施しました。

○「営業停止」 1業者 ・ 労働安全衛生法違反

4. 「建設業取引適正化推進月間（11月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進月間』（11月）には、各県知事許可部局と連携のうえ、11業者（大臣許可業者8業者、各県知事許可業者3業者）に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、各県6会場（島根県を除く各県1会場、島根県は2会場）において、建設業法に関する講習会を開催し、建設業関係者を中心に延べ299名に参加いただきました。

II. 平成30年度の活動方針

※次頁「平成30年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針」のとおり